

プロトコルに基づく疑義照会連絡票 送信先変更のお知らせ

平素は当院の院外処方箋応需にご協力いただきありがとうございます。 当院では調剤薬局の業務負担、医師、看護師の業務負担を鑑み、2023年9月より疑義照会簡素化プロトコルを開始いたしました。開始当初、調剤薬局様、当院外来スタッフの混乱を避けるためファックスの送信先を当院薬剤部としていました。説明会でお話ししていましたが、当院では疑義照会簡素化プロトコルは通常の疑義照会の一部と考えています。疑義照会簡素化プロトコルが各薬局様へ浸透次第、ファックスの送信先を各外来へ変更する旨説明いたしておりました。そのため2024年10月15日よりプロトコルに基づく疑義照会連絡票の送信先を各外来（当院庶務係を窓口）にいたします。ファックス番号：0125-54-0101

各外来へファックス送信先が変更するにあたり、プロトコルの再確認の他、プロトコルに基づく疑義照会連絡票記載時には**薬局名の記載忘れ、患者ID忘れ・間違い、該当プロトコルの☑チェック忘れ**にご注意下さい（該当プロトコルにチェックがつけられないということは、プロトコルに該当していない場合が多いです）ご協力の程宜しく願いいたします。

また、一部の薬局様よりプロトコルに基づく疑義照会連絡票と患者情報フィードバック用紙との切り分けなどについて質問がありました。別紙にて、疑義照会連絡票、プロトコルに基づく疑義照会連絡票、患者情報フィードバック用紙での送信内容について注意点を記載いたしましたのでご確認ください。